

地区計画ガイド 金沢西部東地区

名 称		金沢西部東地区 地区計画
位 置		金沢市鞍月東2丁目及び南新保町又の各一部
面 積		約2.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区を含む西部地域一帯は、JR 金沢駅から西北へ約2.5kmに位置し、国道8号及び北陸自動車道に近接した広域交通の利便性が高く、金沢の新都心と位置付けられており、発展が期待される地域である。</p> <p>その中において当地区は、都市計画道路西部中央通り線の沿線にあり、また、県中央病院に隣接することから、沿道利用関連機能、医療サービス機能及びバリアフリー機能等を備えた新たなライフスタイルに対応するモデル地区として整備を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>医療ゾーンの一画にある本地区は、高齢化社会の到来に備えバリアフリーのモデル地区となるよう関連施設の適正な配置と住宅との調和ある街並み形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら土地利用にふさわしい街区の形成がなされるよう、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○サイロ ○畜舎 ○自動車教習所 ○バッティングセンター ○ゴルフ練習場 ○カラオケボックス
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		<p>ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、その敷地を分割しない限り建築物等を建てられる。</p>
壁面の位置の制限	<p>道路路境界線及び隣地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面までの距離の最低限度は、1.0mとする。</p>	
建築物等の高さの最高限度	20m	
	<p>ただし、敷地面積が1,000㎡以上あり、かつ金沢市景観審議会において都市景観上支障がないと認められた場合は、25mとする。</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物等の外壁の色は、白、グレー、茶等を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶等を基調とした落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠は、都市景観形成上支障のないものとする。</p> <p>2 広告物は自己用で、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 軒高以上及び屋上に設置しないものとする。</p> <p>(2) 外壁から張り出して設置する場合、外壁から1m以内とする。</p> <p>(3) 独立広告物は、高さ6m以下とする。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分に垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 道路境界線から0.5m以内に設けないものとする。</p> <p>(2) 生け垣を基本として緑化を行うものとする。(なお、いぶき類は植栽してはならない。)ただし、高さが0.6m以下の石、レンガその他これらに類するものと透視可能なフェンスとを組み合わせたもので総高さが1.5m以下のものは、この限りでない。</p>

●金沢西部東地区 地区計画は、平成9年11月11日に都市計画決定し、平成14年6月11日及び令和3年12月1日に一部変更しました。